

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の三第二項の規定に基づき、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。

- 一 各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
 - イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。
 - (1) 床面積が千五百平方メートル以内の室（準耐火構造の壁若しくは床又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二に規定する防火設備で令第百十二条第十四項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されたものに限る。）であること。

(2) 当該排煙設備を設ける室以外の建築物の部分が令第百二十六条の二及び令第百二十六条の三第一項の規定に適合していること。

ロ 次に定める基準に適合する構造の排煙口を設けること。

(1) 当該室の各部分から排煙口の一に至る水平距離が三十メートル以下となること。

(2) 天井又は壁の上部（天井から八十センチメートル以内の距離にある部分をいつ。以下同じ。）に設けること。

(3) 直接外気に接すること。

(4) 開口面積が、当該室の床面積の数値を五百五十で除した数値以上で、かつ、当該室の床面積の数値を六十で除した数値以下であること。

ハ 次に定める基準に適合する構造の給気口を設けること。

(1) 当該室の壁の下部（床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分をいつ。以下同じ。）に設けること。

(2) 次に定める基準に適合する構造の風道に直結すること。

(1) 屋内に面する部分を不燃材料で造ること。

(ii) 風道が令第二百二十六条の二第一項に規定する防煙壁（以下単に「防煙壁」という。）を貫通する場合には、当該風道と防煙壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

(3) 次に定める基準に適合する構造の送風機が風道を通じて設けられていること。

(1) 一の排煙口の開放に伴い自動的に作動すること。

(ii) 一分間に、当該室の床面積一平方メートルにつき一立方メートル以上で、かつ、排煙口の開口面積の合計値に五百五十を乗じた数値（単位 一分間につき立方メートル）以下の空気を排出することができる能力を有するものであること。

二 令第二百二十六条の三第一項第二号、第四号から第六号まで及び第十号から第十二号までの規定に適合する構造とすること。

三 複数の室を統合した給気及び各室ごとに排煙を行う排煙設備の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 当該排煙設備は、次に定める基準に適合する建築物の部分に設けられるものであること。

(1) 準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第百十二条第十四項第二号に規定する構造のものでその他の部分と区画されていること。

(2) 当該排煙設備を設ける建築物の部分には、準耐火構造の壁若しくは床又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第百十二条第十四項第二号に規定する構造のもの（八②④⑤の規定によりガウリその他の圧力調整装置を設けた場合にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備）で区画され、八①に定める給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）を設け、当該給気室を通じて直通階段に通じていること。

(3) 床面積五百平方メートル以内ごとに防煙壁（間仕切壁であるものに限る。）が設けられていること。

(4) 当該排煙設備を設ける建築物の部分以外の部分が令第百二十六条の二及び第百二十六条の三第一項の規定に適合していること。

ロ 次に定める基準に適合する構造の排煙口を設けること。

(1) イ②又は③の規定により区画された部分（以下「防煙区画室」という。）のそれぞれについて、

当該防煙区画室の各部分から排煙口の 一 に至る水平距離が三十メートル以下となること。

(2) 天井又は壁の上部に設けること。

(3) 直接外気に接すること。

(4) 開口面積が、当該排煙口に係る防煙区画室の床面積の数値を五百五十で除した数値以上で、かつ、
、当該防煙区画室の床面積の数値を六十で除した数値以下であること。

(5) 煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き
、閉鎖状態を保持し、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものが設けられていること。

八 防煙区画室の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める構造の給気口を設けること。

(1) 給気室 次に定める基準に適合する構造

(i) 前号八(1)及び(2)に掲げる基準

(ii) 次に定める基準に適合する構造の送風機が風道を通じて設けられていること。

(A) 一の排煙口の開放に伴い自動的に作動すること。

(ロ) 一分間に、防煙区画室のうち床面積が最大のものについて、その床面積一平方メートルにつき一立方メートル以上の空気を排出することができ、かつ、防煙区画室（給気室を除く。）のうち排煙口の開口面積の合計が最小のもの当該排煙口の開口面積の合計値に五百五十を乗じた数値（単位 一分間につき立方メートル）以下の空気を排出することができる能力を有するものであること。

(2) 給気室以外の室 次に定める基準に適合する構造

(1) 当該室の壁の下部（排煙口の高さ未満の部分に限る。）に設けられていること。

(ii) 当該給気口から給気室に通ずる建築物の部分（以下「連絡経路」という。）が次に定める基準に適合すること。

(イ) 吹抜きの部分でないこと。

(ロ) 吹抜きとなっている部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分に面する開口部（法第二条第九号の二に規定する防火設備で令第百十二条第十四項第二号に規定する構造のもものが設けられたものを除く。）が設けられていないこと。

(iii) 連絡経路に開口部（排煙口を除く。）を設ける場合には、次に定める基準に適合する構造の戸を設けること。

(イ) 常時閉鎖状態を保持し、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する構造又は煙感知器と連動する自動閉鎖装置を設けた随時閉鎖することができる構造であること。

(ロ) 給気室に通ずる開口部である場合は、ガラスその他の圧力調整装置を有すること。ただし、当該防火設備に近接する部分に圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。

(iv) 開口面積が、給気室の開口部（当該給気口に通ずるものに限る。）の開口面積以上であること。

二 令第二百二十六条の三第一項第二号及び第十号から第十二号までの規定に適合する構造とすること。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。